破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第３５８７号
札幌市西区西町南８丁目２番12―302号、開始決定時の住所札幌市手稲区富丘５条２丁目６番８号
破産者　松田　孝一
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４５３号
札幌市清田区平岡２条２丁目４番13号　２Ｆ、破産開始決定時の住所札幌市清田区平岡４条７丁目６番20号
破産者　上杉　憲一
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１００９号
北海道江別市向ケ丘16番地の５　前田アパートＡ―２、開始決定時の住所札幌市西区発寒６条９丁目13番11号
破産者　外山　尚彦
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５０７号
仙台市青葉区落合５丁目１番10―401号、開始決定時の住所仙台市青葉区赤坂３丁目１番地の５
破産者　赤崎　裕之
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成１９年（フ）第７５号
福島県南相馬市原町区東町３丁目97番地
破産者　佐藤　信成
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第１３３号
川崎市中原区上平間232番地
破産者　本堂　幸広
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３６８号
川崎市中原区木月３丁目７番１―206号
破産者　坂川　博宣
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４２６号
川崎市多摩区宿河原１丁目26番34号、営業上の住所川崎市高津区上作延200番地
破産者　三輝石油こと　西田　良行
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１７２６号
愛知県半田市住吉町３丁目98番地　エクセルハイム宮路103号、開始決定時の住所愛知県半田市岩滑東町３丁目129番地の４
破産者　西園　純昭
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０４号
愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字勝田場17番地１　富吉グリーンハイツ３号棟204号、住民票上の住所愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字壱町割１番地４　富吉住宅310号
破産者　石川銘木店こと　石川　　宏
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０７２号
名古屋市北区金城町４丁目65番地の３
破産者　光城書店こと　小玉　　広
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５１号
京都府綾部市上野町上野100番地
破産者　町井　且昌
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第９２０２号
大阪府高槻市川西町１丁目15番11号
破産者　近野　孝一
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４２号
兵庫県三木市君が峰町２番31号
破産者　淺原　明敏
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９９９号
兵庫県宝塚市旭町３丁目１番８―401号、開始決定時の住所兵庫県西宮市名塩山荘15番６号
破産者　日下　五六
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０７５号
兵庫県宝塚市野上４丁目３番17号
破産者　竹本　公士
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１７７号
兵庫県尼崎市杭瀬北新町３丁目４番14号、前住所大阪市西淀川区花川２丁目11番12号
破産者　益田　　昇
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係